

2021年10月18日

にじの会利用者・ご家族の皆様
関係者の皆様

社会福祉法人にじの会
理事長 石崎 優仁

新型コロナウイルス感染対策・今後のにじの会の取組み－16

新型コロナウイルスのデルタ株による第5波の感染拡大は、9月以降ワクチン接種の進行と医療体制崩壊への国民の自衛行動により急速に収束してきて、9月末には緊急事態宣言等の全面解除が行われました。しかしながら、11月以降は宣言解除での行動活発化によるリバウンドが警戒されており、秋冬季の乾燥による感染再拡大も危惧されています。

にじの会では、毎月1回の一斉PCR検査を実施し10月中旬まで利用者・職員全員の陰性確認ができています。また、コロナワクチン接種は、にじの会では、ほぼ全利用者の2回接種が完了し、職員についても集団接種と個別接種により9割超が2回完了済の状況です。

ワクチンは発症や重症化の防止にはかなり有効だが感染防止力は不十分な事や時間経過による抗体量の低下が判明してきております。施設内感染防止には引き続きPCR検査を定期的に実施し、感染予防策を続ける必要があり、ワクチンの追加接種も来年必要になると考えております。

また、利用者・職員の陽性者発生の場合もBCP計画に沿って対応し施設内感染を防止できるよう感染発生時の検査・医療・隔離等の体制も引き続き準備しています。

市中感染が沈静化している状況から、にじの会の当面の事業運営は、感染予防策を維持しながら活動の幅を徐々に回復していく方向となります。皆様のご協力を引き続き宜しく願います。

1) 11月以降の事業運営は以下の通りですが、感染状況により変更の可能性もあります。

1. 行事等の予定

- | | | |
|--------------|-----------|-------------------|
| ①スポーツ大会 | 11月19日(金) | 野外(都立公園等)で実施 |
| ②家族連絡会(日中参観) | 12月3日(金) | 参観は中止し資料配布 |
| ③クリスマス会 | 12月24日(金) | 事業所別に実施 |
| ④成人式 | 1月7日(金) | 式のみ実施 |
| ⑤家族連絡会(全体会) | 3月26日(土) | 外部会場(三鷹産業プラザ等)で実施 |

2. 短期入所事業

- ①現在利用開始日前1カ月以内のPCR検査陰性確認者に限定して受入っていますが、にじの会通所利用者及び利用開始日の前1カ月以内の陰性確認者に限定した受入れを当面継続します。

3. 就労事業の営業時間

- ①ハーモニーガーデンは火～土曜の17時までの営業としています。11月は、火～金は17時までとし、土曜日は19時半まで営業します。
- ②オーソレミオは17時まで、大沢ハーモニーは16時半までの営業を継続します。

4. 地域貢献事業

- ①買い物送迎支援事業は週2回の買物送迎支援と週1回の買物代行を9月まで実施していましたが、10月以降は週3回の買物送迎支援を復活しています。
- ②三鷹市内のこども食堂に月2回ハーモニーのパン・惣菜の無償提供を開始しています。

2) 11月以降のPCR検査実施予定については以下の通りです。

1. 一斉PCR検査は全利用者・役職員対象に12月まで毎月1回実施します。
(就労事業のショップ・レストラン従事者は月2回実施します。)
2. 生活施設職員の毎週PCR検査は都の現物支給が12月まで継続されます。
(障害者支援施設大沢にじの里・ホーム3カ所の職員対象)

3) 11月以降も継続する感染予防策

以下の感染予防策は継続して実施してまいります。

1. 通所利用者の感染予防策

- ①毎朝検温し平熱でないとき、咳等の症状があるときは自宅で静養し、必ず通院し医師の判断でPCR等の検査を受けてください。
- ②通所時は交通機関が混雑する場合は時差通勤し、マスク着用を徹底してください。
- ③夜間や週末の外出は人混みを避け、手指消毒や手洗い等の予防策を励行してください。旅行や外食は安全を確保できる場所・方法で行ってください。
- ④ご家族で体調が異常な方がいる場合、感染者と接触の可能性のある方がいる場合は、にじの会に連絡し通所は自粛してください。
- ⑤通所利用中は、手洗い・マスク着用の励行と登所時の検温を実行してください。
- ⑥送迎車利用時は、乗車前に検温・手指消毒を実行してください。

2. 入所・入居利用者の感染予防策

- ①毎日、朝・昼・夕の検温実施し、平熱でないときや咳等の症状があるときは活動を自粛し、配置医の診察・抗原検査等を受けるか通院を行います。
- ②毎日、手洗い・手指消毒を励行します。可能な人はマスク着用を行います。
- ③週末等の外出は、人混みを避け、徒歩や公用車で安全な場所への外出とします。

④週末等の帰宅時は、人混みへの外出は避け、外食も安全な店・場所をお願いします。
旅行は安全を確保できる行先・方法で行ってください。

⑤ご家族の帰宅時送迎や面会の時は、事前に時間予約し玄関での送迎や会議室での面会とし、フロア内に入らないようにしてください。

3. 外部者の施設入館の制限

①利用者の活動を指導する顧問・嘱託の人は、健康状態を確認の上、入館ルールに則って活動に参加していただきます。

②外部からの研修（公務員研修・施設交流研修等）は当面休止を継続します。

③特別支援学校等からの実習は、打合せの上、安全な方法で実施します。

④ハーモニー見学会は、安全な人数・方法で実施します。

⑤職員採用・利用希望者等の面接・実習は、随時、安全な方法で実施します。

⑥物品配達は玄関での受け渡しとし、マスク着用で実施します。

⑦施設内での作業（修理・点検等）者は、健康状態を確認の上、入館ルールに則って作業を行います。

4. 日中活動時の感染予防策

①支給金外出・事業所メンテ活動等の施設外活動は、安全な場所への徒歩・公用車による外出に限定します。安全な場所については確認の上、拡大していきます。

②外部の体育館等の使用は、安全な施設に限定し3密を避ける方法で実施します。

③昼食時は食堂での3密を避けるよう、各工房での食事や時差昼食等を実施します。

以上のように、手洗い励行（手指消毒）・マスク着用・人の間隔確保・タッチポイント消毒を重視し、密集・密閉・密接の3密防止と換気の励行、外部での人との接触を減らす方法で、接触感染・飛沫感染を中心に感染予防策を継続していきます。また、利用者やご家族には旅行・外食等は安全を確保できる場所・方法に限定することで感染リスクの回避を図っていただきたいので、ご協力をお願いします。

*利用者の旅行は特別な用事での場合、観光目的の場合ともに「旅行の届出」を提出してください。旅行の感染予防のためには、自家用車での日帰り旅行や別荘宿泊の場合は人混みを避ける等の予防策をとって実施してください。感染者との接触可能性がある観光施設での宿泊や公共交通機関を利用する旅行は避け、感染予防が確保された旅行をお願いします。そうでない旅行に行かれた利用者の場合は、コロナ陰性を確認（2週間の自宅での健康確認かPCR検査陰性確認）しての帰所・通所として頂いています。

*外部での飲食の場合、飛沫感染の危険が大きいため、適切な仕切りと換気が確保されている「感染防止徹底点検済」店を利用し、手指消毒や会話時のマスク着用等の感染予防を励行してください。